

質問回答：日永浄化センターほか 4 7 施設包括的民間委託

| No | 書類名                | ページ         | 項番             | 項目                   | 質問内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                                                                                                                                                                  |
|----|--------------------|-------------|----------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 要求水準書別紙            | 要求水準書別紙-12  | 別紙1-5 第1条表2    | 日永浄化センター流入規準（流入水の水量） | 流入基準については、第3系統および第4系統の合算で56,800m³/日と記載されていますが、放流水質基準については、各系統の処理能力を個別に考慮し、各系統の処理能力を超過したことに起因して放流水質基準を満たさなかった場合、受託者に責はないとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                     | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                         |
| 2  | 要求水準書別紙            | 要求水準書別紙-22  | 別紙1-11 第2条3    | モニタリング実施に伴う手続き       | 「モニタリングに係る費用は受託者の負担とする。」とありますが、ここでいう「モニタリングに係る費用」とは、具体的にどのような費用を指すのかご教示願います。                                                                                                                                                                                                                               | 委託者が行うモニタリングに対する立会い、作業補助に要する費用。モニタリングに必要な資料作成に要する費用。モニタリングの結果、受託者が是正勧告や指示を受けた場合に行う原因究明、改善計画書の作成および改善措置報告に要する費用。運転管理要求水準の未達成や業務不履行など、受託者の責に帰すべき事由により是正が必要となった場合、その確認のために行われる再度のモニタリングに要する追加費用が該当します。 |
| 3  | 要求水準書別紙            | 要求水準書別紙-30  | 別紙2-1 第3条（3）ア  | 水質状況等の点検             | 流入水の「BOD、T-P、T-N、COD」および放流水の「BOD、大腸菌数」について、測定周期および測定方法は、受注後に協議のうえ決定するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                       | 測定周期は別紙2-1第3条（3）ア「水質状況等の点検」の表に定めるとおりです。測定方法は同表注釈を踏まえて、別紙4-1第3条(3)に基づき、別添4-3各種試験方法及び数値の取扱いに規定しています。具体的な採水場所および採水日時について、受注後に委託者と打合せを行い、業務計画書において決定します。                                                |
| 4  | 要求水準書別紙            | 要求水準書別紙-33  | 別紙2-1 第8条（1）   | 非常時の業務               | 「本維持管理業務の従事者に加えて増員を必要とする場合に限るものとする。」とありますが、ここでいう「増員」とは、通常時の配置人員に加えて配置する人員を指すとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                         |
| 5  | 要求水準書別紙            | 要求水準書別紙-70  | 別紙3-7 第4条 2（1） | 点検項目及び実施回数（1台当たり）    | 「※表中の水質分析については、要求水準書別紙4-1の水質及びダイオキシン類測定業務とは別で実施すること。」とありますが、具体的にどのような測定業務を指すのかご教示願います。なお、別添2-5「法定点検業務一覧表」にも同様の記載があります。                                                                                                                                                                                     | 日永浄化センター全窒素・全りん計の保守点検業務における水質分析を指します。具体的には、全窒素・全りんの水質分析を年間10回実施するもので、要求水準書別紙4-1の水質等測定業務とは別に実施します。実施時期は、管理基準分析を行う時及び保守部品交換等の点検時としています。全窒素・全りん自動測定装置（自動計測器）の測定精度を維持・確認するために手分析による比較測定するものです。          |
| 6  | 要求水準書別紙            | 要求水準書別紙-86  | 別紙4-1 第3条（1）   | 業務内容                 | 要求水準書別添4-1の脱水ケーキの分析項目には、肥料など試験法に係る年4回の記載がありませんが、要求水準書別添4-2には、当該試験の項目および回数が記載されています。どちらの記載が正しいか、ご教示願います。                                                                                                                                                                                                    | 脱水ケーキの肥料試験法に係る分析項目及び分析回数は、要求水準書別添4-2の記載が正です。                                                                                                                                                        |
| 7  | 公募型プロポーザル実施要領      | 実施要領-1      | 2              | 見積限度額                | 記載の金額は税込み金額との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 記載の見積限度額は 税込金額 です。                                                                                                                                                                                  |
| 8  | 公募型プロポーザル実施要領      | 実施要領-2      | 3（11）          |                      | 本件について、実施要領及び審査要項の記載に基づけば、代表企業については2年以上、構成企業については1年以上継続して履行中の業務も実績として認められるものと理解しております。様式3の「業務完了済み」との記載はあるものの、参加資格及び評価の対象実績については、実施要領及び審査要項の定めを優先して解釈し、履行中の実績も対象となるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                          | お見込みのとおりです。実施要領に定める参加資格要件において、代表企業については必要な実績期間を2年以上、構成員については1年以上経過した現在受託中の業務についても、実績として認めます。なお、様式3の記載についても、当該参加資格要件に該当する履行中の実績を含めて取り扱います。                                                           |
| 9  | 公募型プロポーザル実施要領      | 実施要領-3      | 4              | 候補者の決定方法             | 実施要領には、応募者が3者以下の場合、第一次審査と第二次審査を合わせて実施する旨が記載されています。当該審査の実施時期について「10. 日程(予定)」では「令和8年11月中旬頃」と明記されている一方、「4. 候補者の決定方法」の日程表では第二次審査（ヒアリング）が「令和8年11月下旬」とされているのみで、第一次審査と合わせて実施する場合の時期は明示されておらず、両者の記載に齟齬が見受けられます。つきましては、応募者が3者以下の場合に第一次審査と合わせて実施されるプレゼンテーション・ヒアリングは「11月中旬頃」及び「11月下旬」のいずれの時期に実施されるのか、正確な実施時期をご教示願います。 | 正確な実施時期は決定していません。応募者数が確定しましたら決定を行います。                                                                                                                                                               |
| 10 | 公募型プロポーザル審査要項      | 審査要項-3      | 5（2）           | 第二次審査について            | 「出席人数は4名以内とし、配置予定技術者の業務総括責任者がプレゼンテーション・質疑応答を行う。」とありますが、質疑応答については、業務総括責任者以外の者も補足回答できるという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                       | 業務総括責任者以外の参加者は、プレゼンテーションの補助要員であり、質疑応答の回答は業務総括責任者が行ってください。同項に記載がありますが、業務総括責任者以外が補足回答を行っても、評価対象にはなりません。                                                                                               |
| 11 | 公募型プロポーザル審査要項      | 審査要項-3      | 5（5）           | 第二次審査について            | 「プロジェクター等を使用する場合は、事前にその旨を連絡すること。」とありますが、当該連絡を行う具体的な期限（提出方法及び提出先を含む）についてご教示願います。                                                                                                                                                                                                                            | 審査日時の一週間前までに、メール・電話等で質問書連絡先に連絡をお願いします。                                                                                                                                                              |
| 12 | 公募型プロポーザル審査要項      | 審査要項-6      | 7（1）           | 審査基準について             | 表1の業務提案内容審査の評価項目「(4)周辺環境対策」の審査内容において、「臭気、排ガス、騒音・振動の近隣住民対策について…」と記載されています。一方、本業務対象施設においては焼却炉は本業務の対象外となっており、焼却炉に起因する排ガス対策は不要かと思慮します。つきましては、当該「排ガス」の記載は誤記であるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                   | 本業務対象には焼却炉が含まれないため、排ガスの記載は誤記です。臭気・騒音・振動等の周辺環境対策を対象とします。                                                                                                                                             |
| 13 | 公募型プロポーザル企画提案書作成要領 | 企画提案書作成要領-1 | 1（1）           | 企画提案に必要な書類           | 企画提案に必要な書類として、「10.辞退届」が記載されていますが、本書類は辞退する場合にのみ提出するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                         | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                         |
| 14 | 公募型プロポーザル企画提案書作成要領 | 企画提案書作成要領-2 | 2（2）           | 提出方法について             | 提出部数に「正副の区別なし。」とありますが、企画提案書のファイル表紙に参加する企業名称を記載するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                            | 正本、副本の区別なく正本を 1 0 部提出ください。ファイル表紙の記載に関する特段の定めはありません。                                                                                                                                                 |
| 15 | 公募型プロポーザル企画提案書作成要領 | 企画提案書作成要領-2 | 2（2）           | 提出方法について             | 企画提案書の提出部数について「資格・実績を示す書類の写しも含む」とありますが、資格・実績を示す書類は参加意向申出書の提出時に提出するため、企画提案書の提出時には改めて添付する必要はない、という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                              | お見込みのとおりです。資格・実績を示す書類は参加意向申出書提出時に提出するため、企画提案書提出時に再添付する必要はありません。                                                                                                                                     |
| 16 | 様式集                | 様式集-8       | 様式3 2          | 維持管理業務経歴書（1）         | 様式3の維持管理業務経歴書(1)には「参加グループの構成員ごとに作成し記入すること」との注意書きがありますが、審査要項の「参加資格①の業務実績」は代表企業に求められる要件です。この経歴書(1)は、参加グループの代表企業の実績のみを記載する書類という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                  | お見込みのとおりです。様式3の維持管理業務経歴書（1）は、参加グループの代表企業に求める参加資格①の終末処理場に係る業務実績について、代表企業の実績を記載するものです。                                                                                                                |
| 17 | 様式集                | 様式集-9       | 様式3 3          | 維持管理業務経歴書（2）         | 様式3の維持管理業務経歴書(2)には「参加グループの構成員ごとに作成し記入すること」との注意書きがありますが、審査要項の「参加資格②の業務実績」は代表企業に求められる要件です。この経歴書(2)は、参加グループの代表企業の実績のみを記載する書類という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                  | お見込みのとおりです。様式3の維持管理業務経歴書（2）は、参加グループの代表企業に求める参加資格②のポンプ場に係る業務実績について、代表企業の実績を記載するものです。                                                                                                                 |